

埼玉県目標設定型排出量取引制度に係る検証機関登録等実施要綱

改正概要（令和 7 年 4 月）

- ・ 検証機関の登録要件を法人限定に改正
- ・ 営業所の名称又は所在地を変更する場合、事前の届出（2 週間前まで）から事後の届出（30 日以内）に改正
- ・ 検証機関の登録区分 5「優良事業所基準（第 1 区分）」と区分 6「優良事業所基準（第 2 区分）」を統合し、区分 5「優良事業所基準」へ改正
- ・ その他軽微な修正